

韓国知的財産ニュース 2017年1月前期

(No. 334)

発行年月日: 2017年1月20日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 2017年度から新しく変わる知的財産制度(2017.1.4)
- ▶ 1-2 特許法施行令の一部改正令 (2017.1.10)
- ▶ 1-3 実用新案法施行令の一部改正令(2017.1.10)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 韓国特許庁長の新年の挨拶 (2017.1.2)
- ▶ 2-2 特許庁、2017年度知的財産創出事業計画を発表(2017.1.2)
- ▶ 2-3 特許庁、2017年 IP-R&D 戦略支援事業を推進(2017.1.9)
- ▶ 2-4 特許庁、2017年標準特許創出支援事業を施行(2017.1.10)
- ▶ 2-5 特許法院、知財権関連訴訟懇談会を開催(2017.1.11)
- ▶ 2-6 特許庁、特許虚偽表示 144 件を摘発 (2017.1.12)
- ▶ 2-7 世界特許ハブ国家推進委員会、政策セミナーを開催(2017.1.14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

▶ 3-1 韓国知財権の中国税関登録、3年で5倍増加(2017.1.11)

<u>デザイン(意匠)、商標動向</u> **※**今号はありません。

その他一般

▶ 5-1 橋梁の耐震性能技術の特許出願が活発(2017.1.10)



法律、制度関連

1-1 2017年度から新しく変わる知的財産制度

韓国特許庁(2017.1.4.)

韓国特許庁は、知財権制度の改善、出願人の便利増進などを要点とする「2017年から新しく変わる知的財産制度及び支援施策」を1月3日に発表した。

今年から変わる制度には、①知財権制度の改善及び保護強化、②中小・中堅企業の知的財産競争力の強化、③知的財産権関連の税制優遇の拡大、④国民向けサービスの改善などがある。

- 1. 知的財産権制度の改善及び保護強化
- (1) 特許審査請求期間の短縮:特許出願の審査を請求する期間が、特許出願日から 5 年以内 ⇒ 3年以内へと短縮し、特許発明に対する権利の速やかな確定を図る。 (2017.3 施行)
- (2) 特許取消申請制度の施行:不良特許の予防に向け国民なら誰でも特許権設定登録 日から登録公告日後の6ヵ月以内に特許取消の申請ができるように改善(2017.3.施 行)
- 2. 中小・中堅企業の知的財産競争力の強化
 - (1) グローバル IP 企業の選定・支援:輸出の潜在力が高い中小企業をグローバル知的 財産企業に選定し、企業の需要を考慮したオーダーメイド型支援を実施(2017.1.施 行)
 - (2) 標準特許強化プログラムの施行:国際標準化が可能な優秀技術を保有している中小・中堅企業の標準特許創出能力を強化するために研究開発、標準化戦略、標準特許戦略をパッケージにまとめて支援(2017.1. 施行)
- 3. 知的財産権関連の税制優の拡大



- (1) 技術取得費用の税額控除拡大:中小企業が特許などの外部技術を取得する場合、 技術取得費用に対する税額控除を7%から10%に拡大(2017.1.施行)
- (2) 職務発明補償金の非課税拡大:特許登録補償金に制限されていた職務発明補償金 に対する非課税定期用対象を出願、登録、実施補償金などにまで拡大(2017.1.施行)
- 4. 国民向けサービスの改善
 - (1) 商用ワードの出願範囲の拡大:出願人が特許路(www.patent.go.kr)の電子出願システムを利用する際に別途のソフトウェアの設置なしに、ハングル(韓国語文字)ソフトウェアやMSワードで作成した明細書をインターネットから出願*可能(2017.3.施行予定)
- *これまでは、特許、実用新案のみ可能であったが、デザインも可能となった。
- (2) 知的財産単位銀行制度の運営科目の拡大:知的財産に関心のある国民なら誰でも オンラインを通じて知的財産学の学位を取得できるよう単位銀行科目を現在の5科 目から⇒11科目に拡大(2017.3.施行)

特許庁のジョン・ヨンウ報道官は、「韓国企業の知的財産権のグローバル競争力を強化し、知財権に関する税制を見直すなど、出願人に実質的に役立つ政策に取り組んでいきたい」とし、「これからも国民の目線に合わせて知的財産権制度を改善していく計画だ」と述べた。

1-2 特許法施行令の一部改正令

韓国特許庁(2017.1.10.)

特許法施行令の一部改正令(大統領令第 27778 号)が 2017 年 1 月 10 日付で公布されましたので、お知らせします。

特許法施行令の一部改正令

1. 改正理由

出願人の特許出願又は特許庁の特許出願審査の際に必要な場合、先行技術の調査又は特



許分類の付与に関する業務を特許庁長から依頼を受けて遂行できる専門機関の指定要件を緩和し、他の特許出願に優先して審査できる優先審査対象を拡大するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 先行技術調査などに関する専門機関の指定要件の緩和(第8条の2第1項第3号) 先行技術の調査又は特許分類の付与に関する業務を遂行する専門機関の指定要件として、 役職員の中に「弁理士法」によって登録した弁理士がいないことと定められていたのを、 当該登録弁理士が休業申告をして休業中にある場合には、先行技術調査などに関する専 門機関に指定されることを可能とする。

口. 優先審査対象の拡大(第9条第5号の4新設)

特許庁長が審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる特許出願の対象に 「発明振興法」によって知識財産経営認証を受けた中小企業の特許出願を追加した。

ハ. 登録特許公報掲載事項の拡大(第19条第2項)

特許取消申請手続きが進行中の特許の特許権者が当該特許発明の明細書又は図面について訂正請求をすることができるようになったことを受け、特許庁長が登録特許公報に掲載して登録公告をしなければならない事項に当該訂正請求による訂正内容を追加した。

□ 施行日:この改正令は公布の日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は 2017年3月1日から施行する。

1-3 実用新案法施行令の一部改正令

韓国特許庁(2017.1.10.)

実用新案法施行令の一部改正令(大統領令第 27779 号)が 2017 年 1 月 10 日付で公布されましたので、お知らせします。

実用新案法施行令の一部改正令

<改正理由及び主要内容>

特許庁長が審査官に他の実用新案登録出願に優先して審査させることができる実用新案



登録出願の対象に「発明振興法」によって知識財産経営認証を受けた中小企業の実用新案登録出願を追加する一方で、特許庁長が登録実用新案公報に掲載して登録公告をしなければならない事項に実用新案登録取消手続きが進行中の実用新案の明細書又は図面について当該登録実用新案の実用新案権者が訂正請求をして訂正された内容を追加した。

<施行日>

この改正令は公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は2017年3月1日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁長の新年の挨拶

電子新聞(2017.1.2.)

「強く、かつ柔軟な知的財産制度が第4次産業革命の勝者を決める」

チェ・ドンギュ特許庁長は1月1日の新年の挨拶でこのように述べた。また、「特許庁業務の基本である審査・審判業務を忠実に行う方針だ。審査処理速度は、現在の水準(特許10ヵ月、商標・デザイン5ヵ月)を維持しつつ、正確な審査を実現するために努力する」と強調し、「審査官一人当たりの審査件数も段階的に減らして審査品質の向上を図りたい」との内容も付け加えた。

チェ庁長は「第4次産業革命時代では、人工知能(AI)秘書と3Dプリンターによって誰でもアイデアを実現できるようになるが、それだけアイデアの盗用も容易になり、知財権の保護がさらに重要になるだろう」と強調した。こうしたことから、AI・自律走行車など融合・複合技術中心の協議審査、産業現場との協力拡大、審判官資格要件の強化による専門性・現場感覚のある審査・審判などを約束した。

また、特許庁は今年不正競争防止行為の包括規定を導入する。スタートアップのアイデアが無断で盗用されることを防ぐためである。アイデアの奪取・使用を不正競争行為に追加して規定の対象を拡大する。

チェ庁長は「企業が強い知財権を基に厳しい経済状況を克服し成長できるよう支援する」とし、「中小・中堅企業が 4 次産業革命時代をリードするように、AI・自律走行車など第 4 次産業革命の中核分野を中心とした IP-研究開発 (R&D) 連携戦略や、特許控除事業、IP 金融、IP 経営支援団など、様々な支援策を推進していくつもりだ」と話した。

最後に、新技術 IP 保護制度の研究強化、米新政権の発足・ブレグジット(Brexit・英国の欧州連合離脱)など、変化した環境下での韓国企業に友好的なグローバル IP 環境構築、未来人材の育成に向けたオーダーメイド型教育、特許情報システムの高度化及び国民向けサービスの品質改善など、IP 先導国にふさわしい IP 行政サービスを提供する方針だ。

ナ・ユグォン記者 ykna@etnews.com

2-2 特許庁、2017年度知的財産創出事業計画を発表

韓国特許庁(2017.1.2.)

特許庁は1月2日、知的財産基盤の強い中小企業の育成に向けた2017年「知的財産創 出支援」事業を公告した。

2017年「知的財産創出支援」事業は、成長潜在力のある全国の中小企業を対象とする 知的財産支援事業であり、「グローバル IP*企業の育成」及び「中小企業 IP 経営支援団」 の2つの細部事業からなる。

まず「グローバル IP 企業の育成」は、海外市場における韓国中小企業の知的財産競争力を向上させることによってグローバル進出をサポートする支援事業である。2017年には、輸出実績があったり、輸出予定のある中小企業570社を支援する予定だ。以前「IP スター企業の育成」事業を海外知的財産の支援を中心に見直したもので、250社を新たに選抜し、既存の(2015~2016年)IP スター企業(320社)は別途申し込む必要なく地位が継承される。

「IP グローバル企業」の申込期間は1月2日から2月3日までで、申し込んだ企業を対象に書面審査-現場審査-対面審査を経て選定する。選定された企業には「グローバ



ル IP 経営診断、海外権利化の費用支援、特許技術のシミュレーション制作、オーダーメイド型 IP マップの作成及び非英語圏ブランドの開発」など、年間 7 千万ウォン、3 年間計 2 億 1 千万ウォンを限度に様々な支援が行われる予定だ。これを通じて韓国の内需市場の限界や輸出不振で低迷している中小企業が再び跳躍する契機になるものと期待される。

「中小企業 IP 経営支援団」は、各地域の知財センターの IP 専門家(IP 経営支援団)が中小企業の現場を直接訪問して IP に係る課題を発掘し、それを解消できるようサポートする事業である。企業が希望するたびに随時支援が受けられるサービスであり、特別な企業の申込み手続きはなく、IP 経営支援団が直接支援を要請した企業を訪ね、コンサルタントを行う。

2017年には、約1,300社の中小企業にIPコンサルティングが提供される予定であり、中小企業であれば特別な制約なしに2月1日から支援が可能である。支援を受けた企業にはもれなく現場訪問による「IP懸案報告書」が作成・提供され、これを通じて知的財産支援及び問題解決が必要と判断される企業については最大2千万ウォン(2件)以内で支援が行われる。

政府支援をどこで、どのように受ければいいかよく分からない中小企業としては「IP 経営支援団」を通じて便利に支援を受けることが可能で、申込みから支援までかかる時間も大幅に短縮されるため、中小企業から評価されるものと予想される。また、単純な資金支援に留まらず、知的財産専門家のコンサルティングも同時に提供されるため、企業の知的財産経営能力の向上にもつながるとみられる。

特許庁は今回の「知的財産創出支援」事業の再編を通じて、中小企業がグローバル企業や知的財産基盤の中堅企業に成長することに貢献できると期待している。

同事業への参加を希望する中小企業は、地域知財センターのホームページ (www.ripc.org)にて申請することができる。

2-3 特許庁、2017年 IP-R&D 戦略支援事業を推進

韓国特許庁(2017.1.9.)

特許庁は、特許などの知的財産(IP)のビックデータの分析を通じて、中小・中堅企業に効果的な R&D 戦略を支援する「2017 年 IP-R&D 戦略支援」事業推進計画を確定し施行すると明らかにした。

「IP-R&D 戦略支援」は、韓国中小・中堅企業が強い知財権で武装したグローバル企業に成長するように、知財権戦略専門家と特許分析機関とで専担チームを構成して体系的な IP 分析を行い、競合会社への特許対応や R&D 方向提示、優秀特許の創出など、企業に必要な特許戦略を支援する事業である。

過去5年間(2011~2015年) IP-R&D 戦略を提供された R&D 課題は、支援を受けていない 課題に比べ優秀特許「又は海外特許の割合が2~6倍に達しており、R&D 費用削減などの 経済的効果も非常に大きいことが分かった。

今年は前年より 9%増加した 177.2 億ウォンの予算を投入し、前年比 25 社増の計 228の IP-R&D 課題を支援する。

このうち、特許中心の IP 戦略を支援する「知的財産権連携研究開発」事業は 185 の課題、昨年から始まった、グローバル進出に向けた製品中心の特許・デザイン・ブランド戦略を支援する「グローバル技術革新 IP 戦略開発」事業は 43 の課題を支援する。

「IP-R&D 戦略支援」の対象分野は昨年と同様に全産業分野へと拡大され、今年は特にモノのインターネット、クラウドコンピューティング、ビックデータの分析など第4次産業革命の中核分野を重点的に支援する予定だ。これは、このような中核分野の世界全体での特許数が過去5年(2010~2015)間の約12倍増加するなど第4次産業革命に備えたIP 戦略の重要性が次第に高まっていることを反映したものである。

特に、今年「グローバル技術革新 IP 戦略開発」は中小・中堅企業が第 4 次産業革命の主要キーワードの「連結」と「融合」を実現できるようさらに高度化する計画だ。これまでは製品の IP (特許・デザイン・ブランド) 戦略が中心だったならば、これからは ICT技術を活用して顧客に新しい経験を提供するサービス開発のためのビジネスモデル (BM)特許又は使用者経験 (UX/UI) 関連特許・デザインにまで IP 戦略支援を拡大する。

こうした多様な IP ポートフォリオの構築を支援することによって、中小企業が製品・

¹ 優秀特許の割合:特許分析評価システム(Smart3)で3等級を受けた特許の割合(全体9等級)

サービスの融合で新たな付加価値を創出し、差別化された競争力を備えることができる ものと期待される。

一方、今年からは海外市場(中国など)ごとに現地の IP 制度や市場状況に合わせた IP 戦略を提供し、中小企業の海外進出をより効果的に支援する予定だ。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「IP-R&D 戦略支援を通じてグローバル企業 との特許訴訟の勝利、基礎特許の確保を通じた世界市場進出、新事業分野の発掘など、 数多くの優秀成果事例を出してきた。韓国中小企業が第4次産業革命を先導する主人公 になれるよう多様な IP 戦略支援を強化していく」と述べた。

2-4 特許庁、2017年標準特許創出支援事業を施行

韓国特許庁(2017.1.10.)

特許庁は、第4次産業革命によって注目を集めている主要分野において、優秀技術を保有している中小・中堅企業及び大学・公共研究機関が標準特許を確保して世界市場のキープレーヤーに跳躍できるように支援するため、2017年の標準特許創出支援事業の推進計画を確定して施行すると発表した。

標準特許創出支援事業は、標準特許の専門家、弁理士、標準専門家などで構成された 支援チームが韓国企業・機関の保有技術に関する国際標準及び特許を分析して標準特許 を確保できる戦略の策定を支援する事業であって、2010年から推進されてきた。

これまでの支援に支えられ、世界 3 大の標準化機構が認めた韓国標準特許数は 2011 年末 300 件に過ぎなかったが、2016 年 6 月末基準 824 件と 2.7 倍近く増えており、標準 特許を保有した企業・機関数も 14 社から 24 社に増加した。

最近では、物・人、製品・サービスなどがモノのインターネット、ビックデータ、人 工知能などのコア技術と結びつけられ、相互つながる第4次産業革命時代を迎え、相互 連結の互換性を保障する国際標準を先取りするための標準特許の役割が強調されている。

特許庁は、今年37の課題を選定して標準特許確保戦略を支援するとしている。支援に 当たっては、これまで企業・機関が保有している標準特許の確保能力に関係なく同一の

水準で一律に支援していた仕組みを見直して各企業・機関の能力に応じて3つの類型(選択・集中型、一般型、総合支援型)に区分し、それぞれ規模に差をつけて支援する。

特に、総合支援型を通じて、標準特許の確保能力は足りないものの、有望技術を保有している中小・中堅企業を支援する場合、支援を受ける企業が短期間で成長できるよう、 R&D 方向性、標準化一般戦略、標準特許戦略などの全分野をパッケージにまとめワンストップで支援するステップ-アッププログラム(Step-up Program)を新設して運営する。

事業に参加する企業・機関には、先出願地位の確保に向けた緊急出願戦略、標準技術 空白領域の導出戦略など、研究開発段階と標準化段階を総合的に考慮した 12 大中核戦略 を普及する一方で、研究開発が終わった後も標準化完了まで後続戦略を提供することで 韓国企業・機関が独自で標準特許の確保能力を備えられるものと期待される。

これとともに、標準特許の創出可能性が高い政府 R&D 課題の発掘のために標準特許戦略マップを策定し、標準特許の統計と標準特許別の詳細情報を提供する標準特許情報 DB を構築する一方で、全国民に標準特許に関する最新のニュースを届ける標準特許専門誌 (SEP Inside)を発行し、国家標準特許の競争力強化に向けて全面的に支援する計画だ。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「第4次産業革命をなすコア技術では、各種機器間の情報交換のための互換が重要なだけに、標準特許の影響力がさらに大きくなる。関連分野で優秀技術を保有している韓国企業・機関が標準特許を確保して第4次産業革命を主導する主役になれるよう積極的に支援したい」と話した。

2-5 特許法院、知財権関連訴訟懇談会を開催

韓国特許法院(2017.1.11.)

特許法院は2017年1月9日、特許法院の裁判官及びソウル中央・大田・大邱・釜山・ 光州地方裁判所の知的財産権担当の1、2審裁判部の裁判官、裁判研究員43人が参加し た中、特許権など知的財産権に関する訴訟第1、2審の懇談会を開催した。

イ・デギョン特許法院長は「知的財産権に関する訴訟の管轄集中は、知財権紛争解決 の専門性を高めることで内部的に健全な市場秩序を守り経済に活力を与え、外部的には

激化しつつある知財権紛争とグローバル市場競争に対応できる力を高めたいという社会構成員の要望を反映したものだ」とし、「1、2審裁判所の裁判官の意見と経験の共有を通じて、韓国知的財産権裁判における充実した審理と質の向上が実現できることを期待する」と述べた。

特許権など知的財産権に関する訴訟の管轄を集中する改正民事訴訟法、法院組織法の施行1年を迎え開催された同懇談会では、1審を担当する5つの地方裁判所の裁判官と2審を担当する特許法院の裁判官が初めて一堂に会し、特許権など知的財産権に関する訴訟の審理方式や特許法に新たに導入された資料提出命令制度の実務運営、技術補助人材と専門家の活用方法、侵害訴訟の紛争解決機能強化に向けた合理的運営方法などについて意見を交わした。



同懇談会に出席した裁判官らは、侵害訴訟の紛争解決機能を強化するためには1審における十分な審理が必要で、手続き遅延防止と管轄集中の趣旨を考慮して無効審判審決を待たずに侵害訴訟を進める方が望ましいということに同意した。また、1審裁判所の専門性強化に向け、1審手続きに関する審理マニュアルを制定・公表し、技術補助人材と専門家証人、鑑定などの手続きを積極的に活用する必要があり、新たに導入された資

料提出命令制度がうまく定着できるよう、積極的な案内やガイドをする必要があるとの 意見が出た。さらに、被告が移送申請をする場合、重複管轄となるソウル中央地方裁判 所への裁量移送を認めるべきだとの意見もあった。

特許法院は今後も1、2審裁判所間の懇談会の開催や研究資料・実務事例の共有などを 通じて特許権など知的財産権に関する専門性の強化に向けて努力するとの方針を示した。



2-6 特許庁、特許虚偽表示 144 件を摘発

韓国特許庁(2017.1.12.)

韓国の多くの皮膚科において、特許を受けていないのに、特許を受けた製品又は手術かのように虚偽広告を掲載して消費者に混乱を招く特許の虚偽表示が蔓延していることが明らかになった。

韓国特許庁は、知的財産権の虚偽表示申告センターを通じて昨年 10 月から 12 月まで 皮膚科 1,190 カ所を対象に病院のホームページやオンラインコミュニティ(ブログ・SNS) に掲載されている特許虚偽表示を調査した結果、特許虚偽表示 16 件、不明確な特許表示 128 件を摘発した。



摘発された 16 件の特許虚偽表示は、登録が拒絶された特許番号を表記したケース (4件)、出願中の特許を登録と表示したケース (5 件)、商標、サービス標を特許登録と表示したケース (5 件)、消滅した特許番号を表示したケース (1 件)、存在しない特許番号を表示したケース (1 件) などだった。

また、特許を不明確に表示して混乱を与える行為も 128 件摘発された。特許を受けた 技術、工法などを広告したが、特許登録番号を表示していないケース、特許番号識別が できないように特許証のイメージを掲載したケースなどである。

特許庁は今回の調査で摘発された皮膚科を対象に、特許虚偽表示の是正要請公文の発送や電話での連絡を通じて是正措置を即時取る予定だ。一定期間内の是正されない場合には、特許法など関連規定に従って刑事告発措置まで検討する計画だ。

一方、特許庁は大韓皮膚科医師協会と共同で全国の皮膚科に知的財産権の表示ガイドラインとリーフレットを配布し、特許表示教育を実施するなど、特許の虚偽表示を撲滅し、正しい特許表示・広告要領を発信するための協力を進めていくことにした。

特許庁は今後、皮膚科以外に歯科や美容外科、漢方医院など、国民が日常生活で頻繁 に利用する病院を中心に特許虚偽表示調査を実施していく計画だ。

特許庁のチョン・ヒョンジン産業財産保護政策課長は「最近、年齢を問わず皮膚管理に対する関心が高まる中、特許を受けた手術方法と虚偽広告する行為が増えており、消費者の格別の注意が求められる。積極的な行政指導と啓発活動を通じて公正かつ透明な特許表示秩序を確立していく」と話した。

2-7 世界特許ハブ国家推進委員会、政策セミナーを開催

電子新聞(2017.1.14.)

『強い特許を基盤とした国家革新戦略を議論しなければならない時だ』

これは、「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会」の知的財産政策セミナーで議論 された内容の骨子だ。

今回のセミナーは、世界をリードする韓国を目指して公論を結集し、適切な制度改善案を模索することを目標に1月11日に国会議員会館第1懇談会室で開かれた。



〈大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会の知的財産政策セミナーが1月11日、国会議員会館で開かれた。イ・サンジ KAIST 研究教授、イ・ウォンボク梨花女子大学法学専門大学院副教授、パク・ソンジュン特許庁産業財産保護協力局長などが出席した。〉

梨花女子大学法学専門大学院のイ・ウォンボク副教授は「望ましい知的財産政策は、 韓国が技術大国に成長するのに土台となる」とし、「皆の利益に合致し、国民にアピール できるアイデアを盛り込まなければならない」と強調した。そのための政策案の提案指 針と基準を設定した。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「第4次産業革命時代は、モノだけでなく、知識も商品になる時代であるだけに、知的財産権が非常に重要になる。知的財産権に焦点を合わせた強い特許を基盤とした国家革新戦略が必要な時点だ」と話した。大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会は、韓国を世界知的財産分野の中心国にするために、2014年に発足された。推進委員は国会議員57人、裁判所・政府・民間分野106人で構成された。ウォン・ヘヨン議員とチョン・ガブユン議員、イ・クァンヒョンKAIST教授が共同代表を務める。運営委員長にはイ・サンジKAIST研究教授を始め計6人で、キム・グァンジュン韓国ライセンス協会長など、計17人が活躍している。

ナ・ユグォン IP ノミックス記者 ykna@etnews.com



模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 韓国知財権の中国税関登録、3年で5倍増加

韓国特許庁(2017.1.11.)

特許庁と関税庁は、韓国企業が2016年に中国税関に商標などの知的財産権を新たに登録した件数はここ3年間で約5倍増加したことを明らかにした。

韓国企業の中国税関における知財権登録は 2014 年 39 件にすぎなかったが、特許庁と 関税庁が模倣品の水際措置の強化に向けて協力を推進した 2015 年 112 件に増加し、2016 年には 192 件に急増した。

*中国税関における新規登録件数: (2014) 39 件→(2015) 112 件→(2016) 192 件

韓国をはじめとする多くの国では、知財権侵害物品の差し止めのために税関に知財権 を事前に登録するようにしている。

OECD、米国・日本の税関などの資料によると、全世界の模倣品の多くが中国で生産されているが、中国の税関当局は知財権が税関に登録されていなければ、通関段階で取締りをしないため、韓国企業の模倣品の拡大を防ぐためには中国税関に知財権を登録することが何より重要となる。

特許庁と関税庁は、企業の中国税関登録を支援するために、知財権税関登録マニュアルの発行や企業説明会の開催、中国税関公務員と企業との交流会などを開催している。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「中国税関における知財権登録の増加によって今後韓国ブランド侵害品の取り締まりが一層容易になると期待される。韓国の各企業には、引き続き政府の知財権税関登録費用の支援制度を積極的に利用していただきたい」と呼びかけた。

関税庁の関係者は「中国、ベトナムなど韓流人気地域の税関当局と協力を強化し、韓国企業に友好的な知財権保護環境を整え、海外輸出企業との交流・協力によって国内外の輸出入通関段階における知財権隘路の解消に積極的に取り組む計画だ」と述べた。



デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 橋梁の耐震性能技術の特許出願が活発

韓国特許庁(2017.1.10.)

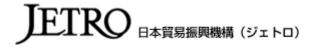
最近まで計 556 回の余震を伴った 2016. 9. 12. の慶州震災以降、地震によって人命と財産に重大な被害を与えられる老朽化した橋梁の耐震性能に対する関心が非常に高まっている。

特許庁によると、橋梁構造物の耐震関連技術の特許出願件数は 2006 年~2010 年の 335 件から 2011 年~2015 年の 448 件と 34%増加しており、老朽化した橋梁構造物に対する耐 震性能補強技術が特許出願件数全体の 81%であることが分かった。

橋梁の耐震性能補強技術は橋梁の台又は伸縮継手の破壊による橋梁の上板の落橋を防止するための落橋防止システム、地震発生時に橋梁の上下部を分離させ地震による橋梁上部の水平慣性地震力を分散・減少・隔離させる地震隔離システム、橋脚及び基礎の強度を増加させるための断面の拡大、繊維ラッピング補強又は鋼板を補強する強度増進システムに分けられる。

このうち、地震隔離システムが特許出願の60%を占めており、耐震設計基準の変更によって2005年以後、地震隔離システムに関する特許出願が増加し続けている。

橋梁に対する国内の耐震設計基準は 1992 年に米国の AASHTO 耐震設計基準を初めて導入した後、1997 年には地震が起きても橋梁としての機能を果たし崩壊を防止することができる上位概念の耐震設計基準を取り入れた。2005 年には地震発生時に上部の構造物と下部の構造物を隔離させ、地震の影響を最小化できる橋台の設計に関する地震隔離設計



基準を導入した。最近では、鉄筋コンクリート柱に必要な延性度*を満たすための横方 向の深部拘束鉄筋についての耐震設計基準を導入した。

*延性度:構造物が破壊される前までの変形の量

しかし、2016年9月末時点で高速道路の橋梁の4%、一般国道の橋梁の14%は耐震設計が適用されないまま建設され使用中であり、耐震設計が適用されていない一般国道の橋梁の17%は竣工から30年が経過した老朽化したものであって、地震に非常に脆弱であると把握されており、老朽化した橋梁の耐震性能を高められる補強技術に引き続き関心を持つことが求められる。

特許庁のイ・ソクボム国土環境審査課長は「朝鮮半島の内陸を震源地とする震度 5.0 以上の地震が発生している状況であり、現在国内の老朽化した構造物の地震被害を予防できる耐震性能の補強を急がねばならない。今後発生しかねない大規模な地震に備えて韓国も先進国並みの耐震関連技術を早急に確保しなければならない」と話した。

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム